

青森県 令和 6 年度介護サービス情報公表制度

よくある質問（財務諸表等の報告について）

当課に寄せられた財務諸表等の報告に関するお問い合わせ内容を Q&A にまとめました。ご不明な点が Q&A で解決できる場合がありますので、お問い合わせの前にご参照ください。

Q 1 財務諸表等の報告は、必ず行わなければならないのか。

A 1 以下の「財務諸表等の報告対象外の事業所」以外は、事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）の報告が必須です。

<財務諸表等の報告対象外の事業所>

- ・令和 5 年度における介護報酬実績が 100 万円以下の事業所
- ・令和 6 年度に新規に開設した事業所
- ・(令和 6 年 11 月末報告期限のサービスのうち) 令和 6 年 12 月末までに廃止・休止した事業所 ※情報公表も対象外
- ・(令和 6 年 12 月末報告期限のサービスのうち) 令和 7 年 1 月末までに廃止・休止した事業所 ※情報公表も対象外

介護保険法第 115 条の 35、介護保険法施行規則第 140 条の 45

令和 6 年 10 月 18 日付け厚生労働省通知（「介護サービス情報の公表」制度の施行について）の一部改正について（通知）

Q 2 財務諸表のアップロードをしないで入力を終了したところで提出可能な状態となっているが、このまま提出してもよいか。

A 2 システムの仕様上、アップロードをしなくても提出できるようになっていますが、全ての対象事業所が財務諸表のアップロードを行う必要があります。介護保険法施行規則上、報告が義務付けられています。

Q 3 来年の 1 月から 3 月にかけて経営情報を報告する必要があると思うが、財務諸表は 1 月以降の報告でよいのか。

A 3 今回通知した報告期限までに報告してください。

令和 7 年 1 月から 3 月にかけて報告いただくこととなる経営情報は、介護サービス情報公表制度とは別の制度（介護事業財務情報データベースシステム）です。これについては、後日改めて県から通知を行います。

Q 4 法人で3つの事業所を運営していたが、そのうち1つの事業所が令和6年11月に廃止した場合、2つの事業所が存続しているので廃止した事業所分も報告が必要なのか。

A 4 介護サービス情報公表制度においては、廃止した事業所の報告は不要です。(存続している事業所のみ報告が必須となっています。)

なお、介護サービス情報公表制度とは別の制度である「介護事業財務情報データベースシステム」においては、法人が廃業した場合を除き、令和6年度内に廃止した事業所も報告が必要となっておりますのでご注意ください。

Q 5 タイトル欄は何と入力すればよいのか。

A 5 タイトルについては、「損益計算書」等の書類のタイトルを入力してください。

Q 6 会計基準上、財務三表のうち作成が求められていない書類があるが、新しく作成して報告する必要があるのか。

A 6 報告いただいた書類が「資産、負債及び収支の内容」がわかるものになっていれば、3つの書類のうち欠けている書類があっても問題ありません。(3つ全てをアップロードしなければならないということではありません。)

Q 7 介護サービス事業所・施設単位で報告を行うこととなっているが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合、法人単位で報告を行ってもよいか。

A 7 事業所・施設単位で会計処理を行っていない等やむを得ない場合については、法人単位で報告することも可能です。

Q 8 法人単位で会計処理を行っているため、介護サービス以外の事業分も含まれているが、介護サービス事業以外は公表したくない場合どうすればよいか。

A 8 「資産、負債及び収支の内容」が分かる簡易な計算書類を新たに作成し、報告いただく形でも問題ありません。

Q 9 財務諸表の種類によって、事業所・施設単位で作成している書類と法人単位でのみ作成している書類があるが、報告する際に単位をそろえる必要があるのか。

A 9 書類の件名に「(法人)」を追記するなど、その書類が事業所・施設単位のどちらに該当するか分かるようにしていただければ、そのまま報告いただ

いて問題ありません。

Q10 財務諸表はいつ時点のものをアップロードするのか。

A10 直近の事業年度を終えた時点で作成したものをアップロードいただきますが、事業年度の関係上、現在、最新の財務諸表を作成中である場合は、作成済の財務諸表のうち最新のものをアップロードしてください。

例えば、事業年度が10月末締めで現在財務諸表を作成中である場合は、令和4年11月1日から令和5年10月31日の分をアップロードしてください。

Q11 ファイルが2MBを超えてしまうためアップロードできない。

A11 ファイルを3つに分割しての掲載（ファイル3まで登録できます）をお願いします。

Q12 財務諸表の項目のうち「会計の種類」（会計基準名）は何を記載すればよいのか。

A12 各介護サービス事業所で採用している社会福祉法人会計基準や医療法人会計基準等の会計基準を記載してください。

記載する会計基準の名称については、情報公表制度と異なる制度の通知ですが、令和6年8月2日付厚生労働省通知「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」別紙2の項目1～7の名称を参考としてご確認ください。

各法人で採用している会計基準を当課へお問合せいただいてもお答えできないため、法人の会計担当者等にご確認ください。

Q13 報告期限を過ぎてもよいのか。

A13 **締切厳守**でお願いいたします。

このQ&Aで解決しないご不明点がありましたら、可能な限り別紙質問票によりFAX(017-734-8090)又はメール(kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp)にてお問合せください。